

告 示

埼玉県告示第四百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 秋 山 文 男 埼玉県春日部市水角百九十六番地